

「食品の放射性物質簡易検査」の予約方法の変更について（生活課）

食品の放射性物質簡易検査は、現在、検査依頼者が必ず来庁して予約していただいておりますが、市民の利便性を考慮し、次のとおり予約方法を変更します。

1 受付方法

(1) 初めて予約する場合は、窓口に来ていただく。

窓口での予約の際に検査時の注意事項を説明

- ・運転免許証などの提示（市民であることの確認）
- ・納税証明書等（市内に固定資産を所有している）
- ・検体1kgを前処理して持参すること
- ・簡易検査であり、結果の証明はできないこと

などを文書にて説明する必要があることから、初めて予約する場合は、来庁していただく。

(2) 2回目からの予約は電話での予約も可能とする。

ただし、2回目のとらえ方は、平成25年4月1日以降とする。

- ・検査開始当時（平成24年3月）からは何度か受付方法に変更がありましたが、現在は受付方法が固定化されたこと
 - ・1回目に注意事項を確認していること
 - ・開始当時に比較し、検査依頼数が減ってきていること
 - ・市役所まで来られる市民の利便性が図れること
- から電話での予約ができることとしました。

※ 平成25年4月1日以降とする理由

- ・4月1日から依頼者の希望により検査結果の郵送や検体の処分を実施しているため
 - ・今後も現在の検査方法を継続する見込みであること
- から基準日を平成25年4月1日以降とする。

※ 平成26年度以降の受付

- ・平成25年4月1日以降に予約したことのある方は、平成26年度からも電話での予約ができます。
- ・平成26年度以降も市民の負担軽減を目的に検査依頼者の希望により検査結果の郵送及び検体の処分を実施して行く予定です。

2 電話予約開始日

平成25年8月1日

3 周知

広報7月5日号で周知する。